

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月三十日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第六号

職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

南部農林振興事務所林業振興第二課	吉野郡十津川村大字折立
五條土木事務所（十津川復旧復興課）	吉野郡十津川村大字小原

を

南部農林振興事務所林業振興第二課	吉野郡十津川村大字折立
------------------	-------------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。